



公益財団法人日本ラグビーフットボール協会
主催試合 取材申請規約

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会
広報室



1. はじめに

以下のメディア申請規約は、日本国内で開催される公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下、JRFU）主催の試合、並びに、JRFUがホストユニオンを務める大会に適用されるものであり、大会のためのAD申請が公正かつ機能的に行われるようにするためのものである。メディア申請規約は試合の主催者、あるいは、大会のホストユニオンであるJRFUによって作成され、メディア関係者が自分のADを発行された時点から適用される。

すべてのADは本規約のもと発行され、公式メディアルールと併せて適用される。また、この申請規約は、メディア関係者のみに適用されるものである。AD申請の手続きについては、JRFU広報部門（以下、JRFU広報）が管理を行う。

2. 定義

“アクセディテーション(AD) (Accreditation) ”

個人に対して発行される、1つの会場における1ヶ所もしくは複数ヶ所のエリアへの特定期間における立入りの権利。他人に貸借及び譲渡することはできない。立入りは申請者が業務を遂行するためのみとする。

“ADカード(Accreditation Device)”

JRFUから申請者に与えられた公式な申請許可証明。申請者は、本規約に従って会場の該当するエリアに特定の期間、立ち入ることができる。

“AD所有者(Accredited Party)”

本規約に従って申請を認められた申請者。

“申請者(Applicant)”

本規約に基づいてAD申請を行う者。

“会場(Venue)”

試合または大会において、JRFUの管理下にあるエリアで、立入りの際にADが必要とされる場所。試合が行われる競技場を含むが、これに限定されない。

3. AD申請

3.1 AD申請は、メディア団体の責任者が、所属するメディア関係者全員の申請を代表する形で行う。取材要項に別途明記された例外を除き、すべての申請書には所属する団体において申請を行う者を任命する権限を持つ者（編集責任者）の氏名が明記されていなければならない。また、申請者はプロフェッショナルとしてメディア活動をしている者に限る（原則として20歳未満の申請は認めない）。申請が承認されると、ADは申請者個人に対して発行される。他人への貸借及び譲渡は絶対に認められない。

3.2 AD申請は、JRFUが別途認める場合を除き、JRFUが定める方法でのみ行うことができる。必要情報がすべて記載され、申請期限までにJRFU広報に提出された取材申請書のみが手続きの対象となる。記載内容に不備があるもの、不明瞭な記載があるもの、あるいは、提出期限を過ぎたものは受理されない。

3.3 JRFUは、申請者による情報入力への誤り、欠陥、および、その他のいかなる性質の管理上のエラーに対し、責任を負わない。



- 3.4 申請者は、試合または大会の期間中に自らが行う業務に厳密に則したカテゴリーでAD申請を行わなければならない。また、有効な本人確認書類（運転免許証など国から発行された身分証明書、パスポート、またはメディア団体発行の身分証明書）も提出できなければならない。
- 3.5 すべての申請者は、指定の申請書を提出することにより、以下について同意、承諾する：
- 本規約を読み、受諾して同意し、全面的に順守すること。または、
 - AD申請を行ったすべての者に本規約を配布し、これを読み、受諾して同意し、全面的に順守する者のみについて申請を行うこと。また、これらの者が下記項目3.7に同意していること。
- 3.6 申請はすべて、JRFU広報が管理する。AD申請の承認に関しては、JRFUが責任を持つ。
- 3.7 すべての申請者は、JRFUによって自らの情報（個人情報を含む）が保管され、電子形式(データベースの一環を含むがこの限りではない)で加工され、ADの管理および本規約の実施を目的として、第三者に共有および/または提供される場合があることについて、同意して承諾する。これには、この趣旨に則った海外への情報の転送を含む。また、これらの情報/データは、JRFUのデータベース更新を目的に利用されることがあり、申請者は、個人情報が加工、利用、保存、転送される場合があることに同意する。申請者は、自らの個人情報に関するアクセス、訂正、拒否の権利があり、JRFUに問い合わせこれら権利を行使することができる。

4. 申請の承認

- 4.1 申請者のADの承認は、その必要に応じてJRFUが決定する。JRFUは自らの裁量において、また、理由を提示することなく、申請を不許可とする権利を保有する。
- 4.2 JRFU広報は、申請を不許可とした申請者に対し、申請書に記載された連絡先に対して電話、ファックスまたはEメールにて通知するようにする。
- 4.3 JRFUはADの変更または制限の権利を保有し、必要に応じて申請者に通知する。申請者は通知を受領した時点で変更および/または制限に同意し受諾したものとみなされる。
- 4.4 申請が認められた者にはADカードを発行する。試合または大会会場のADカードが必要なエリア内では、ADカードをはっきりと見えるよう常に着用しなくてはならない。ADカードは申請者個人に貸与されるものであり、これを他人に貸与及び譲渡してはならない。
- 4.5 ADカードは、指定された会場のメディア受付で、試合または大会当日、取材申請書並びに有効な本人確認書類を提示の上、受け取ることができる。AD申請を実施するにあたり、メディア団体の編集責任者は取材要項に別途記載された例外を除き、取材申請時点で「取材申請規約」および「取材要項」について同意したものと見做す。
- 4.6 項目7を条件として、JRFUは以下に挙げる状況が発生した場合、AD所有者のADを一時的に無効にする権利を保有する：
- ADカードに無断で変更が加えられた、および/または、ADカードが複写あるいは偽造された
 - 正規の申請方法以外のルートでADカードが取得された
 - AD所有者が申請時に申告した業務を行っていない
 - AD所有者が本規約を順守していない
 - AD所有者が試合または大会のメディアルール(大会当日告知)、および/または、ニュースアクセス



レギュレーションに違反している

ADが無効となった場合、ADカードはJRFU広報に速やかに返却されなければならない。AD所有者は会場に立ち入るためのADを再び申請することはできない。

4.7 ADカードの紛失・盗難の際は、JRFUが新たなADカードの発行をするかどうかの判断を行う。

4.8 ADカードの紛失・盗難の際は下記に従うこと:

盗難の場合

- 発覚から24時間以内に警察へ届け出る
- 48時間以内に警察で発行された盗難届を大会本部またはJRFU広報に提出する

紛失の場合

- ADカードの紛失は大会本部またはJRFU広報に届け出る

4.9 試合または大会前、または、試合または大会当日のAD発給までの間にAD所有者が他の者に変更される場合は、所属するメディア団体の責任者がJRFU広報に変更申請を提出しなければならない。変更申請には変更の理由と変更前後の申請者の情報が明確に記載されていなければならない。JRFU広報は、変更申請を拒否する、または、承認するADエリアの範囲を制限する権利を保有する。

5. ADカードの使用

5.1 会場への立入りには有効なADカードを提示しなければならない。ADカードは常にはっきりと見えるように着用し、AD所有者は会場の安全確保および警備の規定を順守しなくてはならない。

5.2 AD所有者はAD申請の時点で入手可能である本規約、および、本規約に拘束され全面的に順守することに同意する。AD所有者は、本規約に違反した場合、ADが取り消し、または、失効となることに同意して承諾する。

5.3 AD所有者は警備員および会場担当者の指示に従わなくてはならない。また、ボディチェックおよび荷物・所持品検査を受ける義務がある。AD所有者であることは、こうした義務を回避する理由にはならない。

5.4 AD所有者は自己の責任において会場内を移動しなくてはならない。JRFU、および、JRFUとの契約において本大会の運営業務に携わる業者や代理店は、AD所有者（または、所属する団体の責任者や雇用主）に生じる紛失・盗難、怪我や損害に対する一切の責任も負わない。ただし、JRFUあるいは上記業者や代理店の過失による死亡、負傷、損害事故は除く。

5.5 AD所有者とその所属団体の責任者または雇用主は、AD所有者が本規約に違反した結果、または、ADの差し止め、無効、取り消しの結果生じたJRFUまたはその職員、役員および業者や代理店に対する損害（間接損害を含む）を連帯して補償し、JRFUに損害を与えないことに同意する。

5.6 酒気を帯びている者、麻薬または行動に影響を与える薬物を使用している者、乱暴な、または、害を及ぼすような行動をする、もしくは、しようとする者、社会秩序に反する、または、国際スポーツイベントの入場者としてふさわしくない行動をする、もしくは、しようとする者の会場への立入りは認められない（または、会場からの退出を求められる）。また、行動や外見が試合または大会の公的評価に悪影響を及ぼす者の立入りも認められない（または、会場からの退出を求められる）。

5.7 会場において、AD所有者が宣伝もしくは商業目的、または、政治的、宗教的、人種差別的およびそれに類するようなものを着用、所有したり、もしくは所持したりすることは厳しく禁じられる。また、飲食



物、土産品、衣料品、宣伝および/または商業製品の売り込み、販売、販売を目的とした意図的な所持も厳しく禁じられている。

5.8 すべてのADカードの所有権はJRFUが有する。この申請規約、または、試合または大会のメディアルールの違反があった場合、JRFUによる絶対的な裁量権の下、ADは差し止め、失効、取り消しとなる。

5.9 AD所有者は、ADカードを販売したり、譲渡したり、第三者と共有したりしてはならない。また、いかなる方法においても商業目的で使用してはならない。

6. ADの条件

AD発行の基礎条件として、AD所有者は以下のことを受諾する：

6.1 イベントの公共性への同意：

会場に立ち入るAD所有者は、試合または大会が公共のイベントであることに同意し、自らの氏名、声、映像、画像が、音声/映像による生中継あるいは録画放送、伝送、録画、写真、その他現在及び未来の技術によって、無償で使用される場合があることに同意する。

6.2 ニュースアクセスレギュレーション：

ノンライツ局（テレビ、ラジオ、新たなメディアを問わない）は、JRFUが定めるノンライツ局の映像規程を順守しなくてはならない。

6.3 音声録音および画像記録：

上記項目6.2に定められている場合および下記項目6.4から6.6で認められている場合を除き、AD所有者とその所属団体の責任者または雇用主は、いかなるときも、商業利用目的または別の目的において、以下のことをしてはならない：

- (1) 試合または大会のいかなる場面についても、画像（動画、静止画に関わらず）、映像フィルム、電子媒体によって作成されたイメージ（デジタルカメラ、携帯電話、PDAなどを含むが、これらに限定されず、画像化が可能な機器によって作成、配信される画像。ただしこれらに限定されない）、テレビ（もしくはビデオまたはモニター）表示映像、または、テレビ信号またはカメラ信号からの画像を撮影、製作、公開、または、メディアやデバイスを介して配信すること。
- (2) 会場内における携帯電話および/または無線あるいはオンラインデータサービスによるインタビューや放送内容を含む（がこれに限らない）録音内容、音声通信、または、生中継（または「生中継として」）の大会音声レポートを、録音、保存、製作、または、メディアやデバイスを介して送信すること。

これらの禁止行為には、他の種類の放送（テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、無線などを介した放送、公開、配信または展示用のオンライン/ウェブサイトによる試合経過報告、テキストによる実況中継、および/または、得点経過サービスなど）を含むが、これらに限定されない。

6.4 申請承認を受けたペン記者および許可を得たインターネット媒体記者：

ペン記者や情報および/またはレポートを提供する他のメディアのAD所有者は、一般的な出版物およびオンラインメディア上の文字による報道利用を目的としたレポートのみを行うことができる。

6.5 申請承認を受けたフォトグラファーおよび許可を得たインターネット媒体フォトグラファー：

取材申請が許可されたフォトグラファーは、出版物およびオンラインメディア上の使用のみを目的とした大会のスチール写真を撮影することができる。ただし、常に以下を前提とする：



- (1) 静止画であること（動画、連続撮影ストリーミング、リフレッシュ画像ではない）。また、いわゆるオンライン試合経過レポート、音声またはテキストによる実況サービスに利用されるものではないこと。
- (2) 画像は、レポート記事のみを目的とした掲載をすること。
- (3) 画像は、（商業的その他の）第三者のマーク、名称、製品、サービス、ロゴなどに関連させて（または、同じ位置や並列する位置に）使用しないこと。
- (4) 掲載される画像はトリミングを除き、修正しないこと。また、フォトグラファーおよび/または公認フォトエージェンシーのクレジット以外の文字を重ね合わせないこと。

取材申請が許可されたフォトグラファーは、掲載画像の使用に必要とされる第三者の同意をすべて得ることについて全責任を負う。取材申請が許可されたフォトグラファーおよび/またはそのフォトグラファーが所属する団体の代表者による試合または大会写真の商業利用の提案は、当該大会を主催するWorld Rugbyやアジアラグビー協会などの競技団体、当該協会並びにJRFUの書面による承認を事前に得なくてはならない。取材申請が許可されたフォトグラファーは、フォトグラファーの会場における行動規範を順守すること。

書面送付先：

JRFU広報室 (email: media@rugby-japan.or.jp)

6.6 写真媒体メディア- フォトエージェンシー：メディアルール

項目6.5の条項は、公認フォトエージェンシーのフォトグラファーにも適用される。ただし、これらの条項は、公認エージェンシーのフォトグラファーが撮影した写真を通常の業務である販売/配給目的でフォトエージェンシーの公式オンライン配信ウェブサイトに表示することを妨げるものではない。

公認フォトエージェンシーは、主たる業務がクローズド・ユーザー・グループを経由した画像の販売および/または配給、画像の商業販売、配信および/または配給を目的とした登録制のオンライン・フォト配給ウェブサイトである団体である。ただし、フォトエージェンシーは本規約に従ったもの以外、それらの画像を自ら使用したり、個人または団体の使用のために販売、配信または供給（直接的または間接的にかかわらず）したりしないことを前提とする。このため、すべてのフォトエージェンシーは、その登録購読者に画像へのアクセスを許可する前に、本項目の条件について明確に通知しなければならない。

6.7 多目的メディア：

多目的メディアの放送局は、会場内においてノンライツ局向けの映像規程に従わなくてはならない。

6.8 その他：

AD所有者および/またはそのAD所有者が所属する団体の代表者または責任者は、要請があった場合、JRFUによる静止画および/または動画の撮影や録音が可能な機材の検査やチェックに応じなくてはならない。

AD所有者は、会場に以下のものを持ち込んではいけない：規制された容器やビン・缶、武器、発煙筒、鋭利な物体、その他JRFUが指定するもの。また、禁止された品目および/または認められていない機材を所持していないか検査される、および/または、持ち込みを許可されないことがある。

以上